

受理番号及び 受理年月日	所 管	件 名 及 び 要 旨	提 出 者
29 年－ 41 (29.11.29)	総 務	<p>所得税法第56条の廃止を求める意見書の提出について</p> <p>▶陳情理由</p> <p>日本の税制は、所得税法第 56 条の「事業主の配偶者とその親族が事業に従事したとき、対価の支払いは必要経費に算入しない」という条文趣旨により、家族従業者の働き分（自家労賃）を必要経費として認めていない。</p> <p>家族従業者の働き分は事業主の所得となり、年間で配偶者 86 万円、配偶者以外の家族 50 万円が控除されるのみで（白色事業専従者控除）、最低賃金にも達していない。このことによって、社会保障（事故や病気等による休業補償など）や行政手続（保育所への入所では労働と認められないこともある）などの面で弊害が生じている。</p> <p>青色申告では家族従業者への給与を経費として認めているが、税務署長への届出と許可を前提とするもので、税務署の判断でいつでも取り消される可能性があり、労働の対価を受け取るという権利を認めたものではない。また、2014 年 1 月から、すべての個人事業者に記帳の義務が課せられ、青色申告者にだけ給与を認める根拠はなくなっている。</p> <p>広島国税局が公表している平成 27 年の税務統計から推計すると、鳥取県内におよそ 6,500 の所得税事業白色申告者がおり、その大半が所得税法第 56 条の影響を受けていると思われる。</p> <p>家族の人権を認めない所得税法第 56 条は廃止すべきと、全国で 485 自治体が国に意見書を上げている。また、国連の女性差別撤廃委員会からも「所得税法第 56 条により女性の経済的自立が妨げられている」として是正の勧告が出された。世界の主要国では家族従業者の人格・人権・労働を正当に評価し、その働き分を必要経費として認めている。</p> <p>政府は所得税法第 56 条の廃止に向けた検討を始めていると答弁しているが、未だ実現していない。家族従業者の人権保障の基礎をつくるために早急に廃止するよう国に意見を上げてもらいたい。</p>	民商鳥取県連婦人部協議会 会長 西 田 美 津 子

▶**陳情趣旨**

所得税法第 56 条の廃止を求める意見書を鳥取県議会から国へ提出すること。